

ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）調査報告書

「ソーシャル・スキル・トレーニングの活性化の要因と効果に関する研究」

—資料およびヒヤリング調査の分析から—

調査報告：東京家政大学 人文学部第一社会福祉研究室
教授 平戸 ルリ子

目 次

はじめに	1
序章 調査研究の概要	
1 調査研究の目的	3
2 研究の構成	3
3 研究の対象および方法	4
第1章 資料から読み解くアフターケア事業部の SST の活性化の分析調査	
I 年次変化	7
II 職員からの聞き取りによる SST の特徴	13
III 資料および職員からの補足聞き取りからみた アフターケア事業部 SST の活性化の要因	17
第2章 卒園生へのアンケート結果からの分析	
1 2013年度卒園生郵送調査アンケート結果 および初就職お祝い会&お楽しみ会での直接回答	19
2 2014年度卒園生郵送アンケート結果	20
3 2015年度卒園生郵送アンケート結果	20
4 2016年度卒園生郵送アンケート結果	21
5 2017年度卒園生郵送アンケート結果および職員調査	21
6 2018年度卒園生郵送アンケート結果および職員調査	21
7 卒園生アンケート調査および職員調査結果からみた SST の評価	22
第3章 児童養護施設職員や、就職先となった雇用主へのアフターケア事業部によるヒヤリング調査結果	
1 雇用主からの意見	23
2 施設職員からの意見	23
3 考察	24

第4章	アフターケア事業部の活動参加者（SST参加経験者）へのヒヤリング調査	
1	ヒヤリング結果	25
2	ヒヤリングのまとめ。共通点や特徴。	35
第5章	考察	
1	具体的に役に立つビジネスマナー	36
2	繰り返しの成果と自信という力	36
3	人々との協力で成り立つSST	36
4	信頼の上に成り立つ支援	37
5	モチベーションを高める工夫による成果	37
6	沢山の人の見守られていると分かること	37
7	子どもたちをよく見る。対応に活かす。	37
8	達成感のある活動	38
9	SSTから得られる「お徳感」	38
10	継続することと常に良いものを求め変えていくことの両立	39
終章		
I	アフターケア事業部が行うSSTのこれから	40
II	本調査研究の限界	41
終わりに		43
謝辞		43
資料編		

はじめに

児童福祉法が2016年に大きく改正され、法の原理や理念、児童福祉の責任といったものが見直された。この改正で、条文の中に、「児童の最善の利益の優先」が明文化されたことが、もっとも大きな改正点であるが、それに加えて、制定時にはなかった保護者の児童育成責任を明記したことも大きな特徴である。

1947年の児童福祉法制定当時は、すべての児童を対象としながらも、戦災孤児を主とする親のない子が事実上の支援の対象であり、保護者のない児童に対し、親に代わって、いかに児童を健全に国や地方公共団体が養育していくかが、法に定められた支援の柱であった。また、戦前の日本の考え方は、子は親の支配下にあつて、親が養育の責任をもつことが当然であるという前提があり、公的な組織が保護者とともに、特に親が死亡などでいない子については、子の養育責任を共に負うということをも明記しておくことにも意義があつた。そういった時代に作られた児童福祉法の基本原理や責任が、この度改正された背景には、児童虐待の深刻化、保護者の養育能力の脆弱化などの社会状況の変化が大きくかかわっていることはあきらかである。

2016年の児童福祉法改正を受けて立ちあげられた、厚生労働省の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」では、「新しい社会的養育ビジョン」(2017年8月2日)を発表し、この中で、これからの社会的養育の在り方について、意義、骨格、実現に向けた工程9点を述べている。その具体的な工程の一つに挙げられているのが、自立支援(リービング・ケア、アフターケア)である。ケア・リーバー(社会的養護経験者)の実態把握を前提に、代替養育機関、アフターケア機関の自立支援をおおむね5年以内に強化するというものである。

代替養育の目的の一つは、子どもが成人になった際に、社会において自立的生活を形成、維持しうる能力を形成し、またそのための社会的基盤を整備することにある。そのためには自立支援ガイドラインを作成し、代替養育機関やアフターケア機関の自立支援機能を強化し、措置を行った自治体の責任を明確化し、包括的な制度的枠組みを構築することが重要とされている。これにより、代替養育の場における自律・自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援が推進されることもある。なお、その際には、当事者の参画と協働を原則とするとしている。

戦後すぐの児童福祉法制定の時代には、社会的養護として公的な支援がなされるのは、義務教育を修了するまでというのが事実上の期間であり、例えば養護施設(現:児童養護施設)の子どもたちの進路も、中学卒業後は圧倒的に就職というものであった。また、それが、社会的に見て特別なことではなく、高等学校やその先の大学などへ進学する子は恵まれているという時代でもあった。現在は、児童の高校進学は当たり前のものとなり、大学進学率も飛躍的に伸びている。社会的養護出身の子たちであっても、特に児童養護施設入所児などは、高等学校に進学することは当然のこととなり、就職するものはごくわずかの割合であるし、かなりの子どもたちが大学進学までも目指している。

入所児童の状況も、戦後すぐとは大きく変化しており、厚生労働省の「児童養護施設入所